

外国人労働者の届出について



平成19年10月1日から

外国人労働者の届出が義務になりました！

届出を怠れば 30 万円以下の罰金です。

1 平成19年10月1日時点で現に雇い入れている外国人の場合

- 届出様式第3号『外国人雇用状況届出書』（ハローワークの窓口でお配りしているほか、ホームページでダウンロードすることもできます。）に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍を記載して届け出てください。
- 届出期限：平成20年10月1日（ただし、この間に離職した場合は、イ又はロに従い届出。）

2 平成19年10月1日以降に新たに雇い入れる外国人の場合

イ 雇用保険の被保険者である外国人の場合

- 雇用保険の被保険者資格の様式第2号『取得届』又は様式第4号『喪失届』の備考欄に、在留資格、在留期限、国籍等を記載して届け出ることができます。
- 届出期限：取得届又は喪失届の提出期限と同様（雇入れの場合は翌月10日までに、離職の場合は翌日から起算して10日以内。）

ロ 雇用保険の被保険者ではない外国人の場合

- 届出様式第3号『外国人雇用状況届出書』（ハローワークの窓口でお配りしているほか、ホームページでダウンロードすることもできます。）に、氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍等を記載して届け出てください。
- 届出期限：雇入れ、離職の場合ともに翌月末日まで（例：10月1日の雇入れ→11月30日までに届出）

外国人労働者の確認方法

<氏名、在留資格、在留期限、生年月日、性別、国籍>

→「外国人登録証明書」または「旅券（パスポート）」

<資格外活動許可の有無>

→「資格外活動許可書」または「就労資格証明書」